字 類

内閣一本、無窮會一本等、字韵としたり。

字 四十四卷 境部連石稜等撰

新

群帯類從本等、三十四卷としたり。

天武天皇の御代、境部連石積等に勃して、造らしめ給ひし新字にて、

日本紀に、天武天皇白風十一年三月丙午、命境部連石積等、更聲傳造新字一部四十四卷、

とあるものなり。今傳はらざれば、いかなるさまのものなるか詳ならず。

使劉徳高を送りて、再び渡唐し、天武天皇十年正月、封六十戸を賜はり、同十三年、宿禰の姓を賜はりた 境部連石積は、孝徳天皇白雉四年、齊明天皇五年、遣唐使に隨うて渡唐し、天智天皇四年には、唐の國

この新字に就いては、三説あり。

る事、日本紀に見えたり。

三六四

如此之繁」と見えたり。蓋し一部四十四卷とあるによりたるものなり。 漢字を訓释したるものとする説にて、伊藤東涯の燾簪錄に、「卷秋甚多、恐訓譯之書、始削文等 多田義俊の神明憑談にも、新

二、楚字體としたるものにて、

に國字を造りしものにあらず、國語を漢字に配常したるものとしたり。

體の新字を造らしめ給ひしものとせり。世に傳はりたる神代文字と稱するものによりたるものなる 體としたり。但し信友は、新羅の神文王の頃、酢聰の造りたる東道の叡聞に達し、それと同じき梵字 と見えたり。 釋日本紀に、私記曰、師說、此甚今在圖書寮、但其字體頗似梵字、未詳其字義所准據乎、 伴信友の假名本末、山崎美成の文教温散、榊原芳野の文藝類纂等、皆これによりて、梵字

漢字の體に倣ひて、我國限り、通用すべき文字を撰ばしめたるものなり。 成した 本國風にも、瓜、扠、込、賍の類、字書にのせざるものとし、平田篤胤の古史徴開題配も、白石の説を焚 天武天皇の御時の創製もあるべしと記したり。木村正辭博士の文學史附說(史學協會雜誌六號)にも、 も、「俗間所用、亦有漢人字書所不職者、蓋是國字、」と記して、榊、栂、櫻の如き文字とし、度會常彰の日 また佐藤誠實博士の字體考、(如關社語)には、我邦の新字は、榊、蓓等、その類多く、中にも **創ち古事記、日本紀、萬葉集**

漢字體としたるものなり。岡白駒の日本儒林傳には、凩、辻の如き文字とし、新井白石の同文通考に

等の古書にも見え、吾人の常に使用したるものにて、椿ツバキ、萩ハギ、婦コナミ等の漢字にあらざる 之著小學篇一卷あり。今亡佚して傳はらねば、新撰字鏡の小學篇と同書なりや否や、明かならねと、 なきを證すべしといへり。されど、隋雲經籍志、新舊唐書の襲文志、及び日本見在書目錄には、胥王羲 我國にて造りしものにて、渡來のものにあらず。そは小學籍の字は、皆訓のみにて、音を載せたるもの 國字なりとし、新撰字鏡偏の部の末に、小學篇の字として載せたるもの五百字ばかりあり。 新撰字鏡の小學篇中、草部に屬するものに就き、二三の書によりて調査するに、渡來の漢字なる事明 して、いづれも音あり。 以て木村正辭博士の説の信ずるに足らざるを證すべし。 是等は皆

非白石等の説の如く、特殊の事物に就いて、新に造りたるものもあるべく、推考するを得べし。なほこの 新字に關する拙考は、東亞光十四卷十一號にのせ、これを拙著國史國文之研究にも收めたり。 ふべく、漢字體にして、或は伊藤東涯の説の如く、漢字の訓譯を一定したるもあるべく、或は岡白駒、新 されば、今日この新字の如何なるものなるかは、容易く推斷すべきにあらねど、その梵字體なる事は疑

東宮切韻 廿卷 香原是藥鄉撰

刊本、群뽴奴從本、山廊本、家職本等、二十三卷としたり。

十三家の切韻を集めて編修したるものなり。

この書の事は、三代實錄に菅原是善の著としたれど(本文會分類聚の條に引きたり)个世に傳はらず。

是善の事は、文徳實錄の條にのせたり。

冊としたるものならんか。東宮切韻の書名は、是善の東宮學士たりし時になりしものにて、承和十四年、 この皆は、三代實錄にも二十卷とあるに、通憲入道藏書目錄には、十二帖として、卷冊あはす。 或は合

東宮學士任官の後、文徳天皇踐祚の嘉祥までの間に撰びたるものならん。 江談抄に、東宮切韻者、菅家主刑部尚書、集十三家切韻爲一家之作者、著述之日、聖廟執筆令滯綴給

とあり。 といへるは誤なり。 し後年道具の清摶したるものありしによりて、誤り傳 目之至、无物取喩、」と記したるは、道眞の著の如く聞えたり。 きたる事、藤原兼仲の勅仲配に配したる中に、「聖廟御筆東宮切韻等正文、予結緣、付冥付顯有恐有悅、而 もし是善、東宮學士在宮中の著とせば、道真未だ十歳ばかりの頃なれば、「著述之日聖朝執筆」 また建治二年七月、熈司乘平が、攝政氏長者の後、始めて平等院に參りて、寶藏を開 へたるもの されど是善の著なる事は疑なければ、蓋 なるべく、江談抄に、「悪廟執筆」とい

この害は

るもまた、道真の寫したるものを誤り傳へたるものならんか

台記に、康治三年七月廿五日甲戌、自今日見周易釋文指本即讀記之文、聽說之所也、「懸黃勾、追可使人

•

書付本經也、其聲有不審者、命生徒引勘東宮切韻知之、

釋日本紀に、問倭字之訓其解如何、答云々、東宮切韻曰、陸法言云、烏和反、東海中女王國、

とあるが如く、文字の音訓を知るには、唯一の參考書とせられたるなり。そのさまは、

詩云、又爲禾反、國名 云、荒外國名、薩珣云、及於危反、順歌、孫愐云、從黎、東海中日本國也、玉篇曰、於爲反、說文云、順激、

及べり。また皇子、皇女等の御名撰進の際は、この書によりて、勘申したる事動からざりしが、園大曆、愚 戶記、愚管記、園大曆、康道公記、釋日本紀、和漢年號字抄、萬葉集註釋、香薬抄、梵網經古迹補忘抄、淨土三 管記以後、菅原氏の勘文中、この書を典據としたるもの見えざれば、その頃より以後、世に傳はらざりし 部經音義集、般若心經秘鍵抄等なり。この中、葎土三部經音義集に引きたるもの頗る多く、百五十餘に とある類なり。そのこれを引きたる古書は、和名類聚抄、政事要略、諸道勘文、明文抄、王葉、經光卿記、平

たるは、古き勸文によりたるものなるべし。なほこの書に就いては、佐賀東周氏の松澤釋文と信瑞音義、 ものならんか。 (佛教研究一卷三號大正九年) 但し正保元年十月改元の際、菅原知長の勘文中、この書を引きたる事、康道公記に見え 岡田希雄氏の東宮切罷政、(立命館文學二卷五號昭和+年)及び東宮切韻佚文

攷(同二億、十一號)和漢年號字抄と東宮切澗佚文(立命館紀念論文集)等の考說あり。

源順撰

者順の名を冠したるは、他に和名本草の類ありて、まぎれやすきが故ならん。 抄としたれど、序文及び權記には、和名類案抄としたれば、和名抄は、その略稱なるべし。但し殊更に、著 0) 典籍を引證して、解說を附したるものなり。 天 地 (、歳時より、蟲豸草木に至るまで、部を立て、門を別ち、事物の名称を記して、和名を註記 古今集序註には、順和名とし、釋日本紀などには、順和名 し、和

次官、能登守となり、永槻元年卒す、年七十三。順のこの書を著はしたる事は 著者源順は、嵯峨天皇の皇子大納言源定の孫にて、左馬允擧の子なり。梨壺五人の一にして、勘解由

館詞林、三十卷白氏爭類、徒備風月之興、難決世俗之疑、適可決其疑者、辨色立成、楊氏漢語 博士深根 之名、共敎曰、我聞、思拾芥者、好採義實、期折桂者、競採文華、至于和名、弃而不所、是故、雖 者、書畫之戲而已、於是因點成蠅之妙、殆上屏風、以筆廻鸞之龍、亦巧垂露、漸辨八體之字、豫訪萬物 年問能究玅曲、十三絃上更奏新聲、自醍醐山陵雲愁水咽、永辭魏闕之月、不拂秦箏之麈、時々慰幽閑 帝、先帝以其姿貌言笑、每事都雅、特鍾愛焉、卽賜御府筝、手敎授其譜、公主天然聰高、學不再問、一二 序文に、竊以、延長第四公主、柔徳早樹、淑姿如花、春湖湯於胸波、龍山陰於氣岸、年纔七歲、初 |輔仁奉勅撰集新鈔和名本草、山州員外刺史公 望日本紀私記等也、然猶養老 所傳楊說纔十 抄、 一百帙文 킮 大路 先

倭名類

聚抄

部、延喜所撰藥種只一端、田氏私記一部三卷、古語多載和名希存、辨色立成十有八章、與楊家說名異 苦之屬於期菜等是也、至如於期菜者、所謂六書法、其五曰假借、本無其字、依聲托事者平、內典梵語名 或流俗人之說、先舉本文、正說各附出於其注、若本文來詳則直舉辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、 草隷之神妙、僕之老母名、陪公主之下風、故僕得蒙其松容之敎命、固鄮不許、遂用修撰、或漢語抄之文、 榊、深器為棣等是也、 服膺誦智之義、俗說兩端未詳其一矣、又其所撰錄音義不見、浮僞相交、海蛸爲蛌、 實同、編錄之間頗有長短、其餘漢語抄不知何人撰、世謂之甲書、或呼爲業書、甲則開口哀揚之名業、是 抄、古人有言、街談巷說猶有可採、僕雖說淺學、而所注緝、皆出自前經舊史倭漢之書、但刊謬補闕、非 香淺香、法師具之香爐錫杖、畫師具之燕脂胡粉等是也、或復有俗人、知其訛謬、不能改易者、鮭訛爲 如是、非无所據、故以取之、或復有以其晉用于俗者、雖非和名、旣是要用、石名之磁石罄石、香名之沈 或舉類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字、水獸有葦鹿之名、山鳥有稻負之號、野草之中女郎花、海 才分所及、內慙公主之照覽、外愧賢智之盧胡耳、 天地、中次人物、下至草木、勒成二十卷、卷中分部、部中分門、四十部、二百六十八門、名曰和名類梁 述問巷之談、總而謂之、欲近於俗便於事、臨忽忘如指掌、不欲異名別號義深**旨**廣、有煩于披覽爲、上譽 鮭、榀製 如杉、鍛冶之音誤沙鍛治、蝙蝠之名、偽用蛾姨等是也、若此之類、註加今案、聊明故老之說、略 汝集彼數家之善說、令我臨文無所疑焉、僕之先人幸忝公主之外戚、故僕得見其 河魚爲鱗、祭樹爲

谷掖齋の箋註に「源君撰此書時、在朱雀院天皇承平年中、故謂醍醐天皇爲先帝也、」といへり。この書の 古書に見えたるは、 に近侍したるが故に、命を奉じて、撰修したるものなり。「年纔七歳、初謁先帝、」とある文によりて、狩 延喜第四公主は、勤子内親王にて、順の父擧は、内親王の御生母と、從父兄弟、順の母は、内親王

權配に、寬弘八年十一月廿日己丑、良經來請和名類深抄四帖、口遊一卷云々、

とありて、袖中抄、三僧記類聚、釋日本紀、河海抄、魔篠壒襲抄等の諸害に引設したるもの多し。 この書は、序文にも二十卷とあれど、次に「和名十卷」とありて、世に傳はりたるものにも二十卷と、十

卷本との二種あり。二十卷本の篇目は左の如し。

给一天 地水 故時 り窓九に至る國那 卷二鬼神 人倫 卷十届建 卷十一船 親戚 車件馬 卷三形體 鲣貨 卷四藝術 卷十二香藥 香樂 燈火 卷五融官 國鄉 布帛 裝束 卷十三よ 卷六よ

り卷十五に歪る調度 卷十六器皿 飲食 卷十七稻穀 集建 **次**疏 卷十八羽族 毛群 鱗

群介 蟲豸 卷二十草木

目は左の如し。 序文には、四十部、二百六十八門とあれど、今の本は、三十二部二百四十九門あり。 次なる十卷本の篇

倭名類浆

卷二形體 疾病 術篇

卷三居處 船車 珍安 布帛

卷四裝束

飲食

點

位火

您

三 七 一

三七二

五、卷六四度 卷七羽 族 € 荐 牛馬 卷 八龍魚 礁貝 蟲 仑 九稻穀 **水** 果嵐

即ち二十四部、百廿八門 二十卷本 より卷九に至る、職 Ó 形 皾 꺎 0 1 Ė 官、國郡、卷十二の中藥名等をもらせり。 đ 收 ħ め、その名稱に ت れを二十窓本と對照する 異 同 あ Ę の本には、卷一 **伹し十卷本の卷二に載せ** の中蔵 時、卷四 12 る疾病 Ø 中 育

Ġ

h

办. 洋略 二本」と記 而亡、故品 Ξ Ø 書 二本あり 工新刻焉、 し、那波道圏 L しとい 事 ü かぎ この目録に二十卷と、十卷とを並記 、新刻の凡例に ò その狩谷氏の箋註に、採録せ も、是書篇帙有多少者世傳篇、 る諸本は し、林遊春 左の の題 多者纔 如 医倭名抄 存 . ___ の文に、 褯 m Ę 倭名 伹 Ħ

京 (本語解表 又本州傳 **本、釘爲二册、** 同、舊爲難波宗建 īlh 三直 賴 本 所義、第五選第十、六卷帳、 尾張本麗、存第一第三兩份、 **٣** 総本下總國香取郡鎮本、 伊 勢本一、第二、第九、第十、四卷飲、 昌平水

以上十卷本

伊 勢水 慶亦 渔中 本 本 信 温 ī 堂本談所藏本、 活字版本 沒道即校本、 刻版本二小字版本、传尼題云、寬文十一盃冬洛陽書刻版本二、樂尾題云、慶安元戊子處緒月吉辰新刊、久

開稅 悠

以上二十卷本

此 Ø 如 く、二十卷と十卷との詳略二本 あ b 岐 6. **7)**3 7 3 攸 カユ ŝ t に就 Ų٢ ては、狩 谷氏の

莊 倭名類聚抄校例提要に、 是書從來有兩種、 則十卷本、 則二十卷本、 其二十卷本、 多於十卷本

嚴整、而官職、國郡、時有出格、又釋顯昭、仙覺、卜部氽永、源養成公等書、每引證是書、至是六部、無 郡、殿含、諸名目、是皇國制度、雖載訓詁、叵云倭名、皆幸中所不應有、且本書倭名字音開合用法洵爲 者、時令、樂曲、湯樂、官職國郡、殿舍、凡六部、時令一部、訓注金缺、樂曲、湯樂、倭名所無、至官職國

二十卷者、又本朝皆目兩本並載、則二十卷本亦非近時之所赘附者、

及之、則決知二十卷本之非源君舊本、故今據十卷本爲定、然則類聚名義抄、伊呂波字類抄、問有似據

と記し、十卷本を以て薵本とせり。平田篤胤の

する所、既に五百餘り、六百に及べり、其内朝臣百四十六姓、真人三十八、宿禰二百六十六、公六十四、 と同じ、延長の頃、奮載せられし徴とすべし、又塵添壒嚢抄に、姓氏の事を云へる、因に順和名に載 八九の卷々なる國郡郷名は、延喜民部式に比べ見るに、國名はさる事にて、郡名も全く同じ、これ式 首六十八、臣四也とあり、今姓氏を記たる本餤て、世に現在事をきかざれど、そのかみ全き本には、 どもの多く出來て、いづれを草書とも、清書とも、辨へがたくなりたるなるべし。さて多部本の六七 ここゝと添削しおかれつるところのありけんを、因に寫し取たる本ともの世に傳はりて、しか異本 の二部ともに異本あるは、當初その草稿の世に溺れたるがあるべく、撰び成たりし後にも、時々そ 正して、撰びてぞ奉られけん、然らば、最初なるが少部本、後なるが多部本なるべし、 古史徴閉題に戦せたる伴信友の説には、始め公主の敬によりて、撰びて奉られ、その後また増補訂 さてその多少

名類聚抄

皇國人の姓氏部のありしなり、是も同例に思ひ合すべし、褒

簪には、六部中より引燈すべきものあらざりしが故にて、顯昭等の見たるは、必ずしも略本のみには 符谷氏は、「釋顯昭、伯覺、卜部乘永、源善成公等書、毎引證是書、至是六部無一及之、」といへど、是等の諸 といへり。是等の説によれば十卷本は、所謂初稿にして、二十卷本は完成したるものなるが如し。 らざるべし。殊に狩谷氏は「類聚名義 但し

柳里就第一 料之飲成 作者の来さお、古季の来される 九族門第七十 冬河門第七十六 大和河流六十九 和食御家七十 部より、第十居處部に至る五卷を 一帖 朝末期を下らざるものなり。第六郷里 藏高山寺舊藏本は二 十巻にして、平安 のも、二十卷本なり。且つ保阪潤治氏所 者ごといひ、三僧記類聚に 引きたるも 抄、伊呂波字類抄、間有似據二十卷本

梅はのネナー

阿姆第十

抄 のならんかとも思はるゝなり。 たるものなりし事を推考するを得べく、概記に見えたる四帖と同数なれば、或はその系統に励すべきも 略したるものなる事は、推測するを得べし。 かた~~以て、二十卷本は、原本に近きものにして、十卷本は、後これを

としたるによれば、二十卷を四帖とし

所にて、寫真版として古簡集影に收めたり。 また賽生院の所藏本は、弘安六年の古寫にして、明治三十 れを複製したり。刊本は、元和三年の活字本、慶安元年、萬治二年、寬文七年、嘉永四年等の板本あり。 八年國寶に指定せられ、その一部は、稻葉通邦の模刻したるものあり。大正十五年、古典保存會にて、こ この書の古寫本は、保阪氏所職のもの最も古く、昭和六年、阙寶に指定せられ、東京帝國大學史料編纂

この書に開する參考書、註釋等は左の如し。

和名抄邶鄉考證	和名抄諸國郡鄉考	和名類聚抄國郡鄉考	和名類聚抄釋義	同訓纂	聚	訂註和名類聚抄拾遺	古本和名類聚抄註	和名類聚抄釋義
八八	二 五		-		0	, 1213 '	五.	10
栗田宜	富 永 春 部	山町以文	同	未	符谷望之	諸葛加瓦良曆	未詳	類 契 沖

倭名

抄

名 日 木 楽 地

理志料

村岡良朝

名 詩 苑 翻 集 4 辋 刼 詽

和

캒 名 抄 類 字 六 髙 田 與 洀

同 和名抄鄉名集覽

伴 信 友

Ц;

崻

细

雄

Ξ 高 岡 Ш 本 與 保 滑 孝

和

名

+

卷

祁

名抄

分音

和名抄地名數字

倭名類梁抄の十卷本なり。同書の條に記せり。

影考館本、前田家一本には和字とあり。

苑 韻 集 + 卷

詩

今傅はらず。

緔 切 酘 忩

季

四頁)に記せり。 藤原杢綱の編修したるものなるべし。今傳はらざれば、詳ならす。李綱の事は、本朝續文粹の條(三五

<

三七六

これも今傳はらず。著者、及び笼敷も明かならず。帝國圖書館所藏(伴信友書入)及び家藏一本は四卷

漻 韻 孝範撰

とあり。

永範の子にして、尊卑分脈に、「文章博士、正四下、内昇殿、大學頭、越前守、一云、齋院次官、一云、母、猶子 **孝範の編修したる切韻なるべけれども、これも今憓はらざれば、詳ならず。著者孝範は、文章博士藤原**

俗 宁: 類 抄 四 卷

也、但繼正流云々、」と見えたり。

世

この書は、籟群書類從目錄に、「卷八百八十七上下世俗字類抄、」としたれど、刊本寂群書類從には、平

他字類抄上下を收めたり。

この書の事は、黒川春村の

碩鼠漫筆に、色葉字類抄は、もと世俗字類抄とて、上下二卷に編だせし書なり、こは、天養、久安のほ 古 文 切 చ * 쒭 ተ 彸 4 揻 抄

三十七

世俗字類抄は、續群書類從雜部に收めたれど、序跋もなき新寫本なれば、原本の傳來も知りがたけ となりけんを、猶年をへて増加しつゝ、養和に至りて、三卷となり、標題も色葉と更れり云々、まづ れど、全部のおもふき色葉と等しく、たて名物の員数、色葉よりも少きのみのたがひめなれば、これ

と見え、「本朝書籍日錄に、世俗字類抄四卷と見ゆるは、此書張敷多かるが故に、二卷を更に二つに分ち

その原本なる事決なし、

て、四卷とせしもありしなるべし」といへり。

ħ, この書は、世に傳はりたるもの稀にして、彰考館所藏の古寫本、及び前田侯爵家所藏の古寫本六冊あ いづれも、世俗字類抄と題したれど、同じきものにあらず。

彰者館本は、卷首に「源周光撰」とありて、左の序文をのせたり。

叙曰、漢家以音悟義、本朝就訓詳言、而文字且千、訓解非一、今揚色葉之一字、爲詞條之初言、凡四十 七篇、分爲兩卷、篇中勸部、爲令見者可不勞眸也、字下付訓、爲令愚者可指掌也、不可及外見、而可唉

以授家童、信而可晴朦、於脫漏字、後人補之云爾、

記せり。 と見えて、伊呂波四十七篇に別てり。上卷の始に「此書別名大名目抄、官家殊用之、但有省略註脚」しと 上卷は、伊より加に至り、中卷は、與より久に至り、下卷は、也より須に至り、各これを左の二

十一部門に分類せり。

名

著者源周光は、いかなる人か詳ならず。 源氏に周光といへる人を見ず。 但し尊卑分脈藤原明衡

藤

の誤寫にて、この人ならんか。

但し諸寺

に、東

福寺、建仁寺、萬豫寺、天龍寺、

相國寺を「京五

孫にて、敦基の子に、大監物周光あり。

拾遺佳

を著はし、且つ父祖の文名高きとによれば、源

寺を「關東五山一」と註したる寺名等は、後の追

」と註し、建長寺、霧福寺、狰智寺、狰妙寺、圓覺

記なるべし。彰考館本には「于時永正十二年の

三月上際日、比丘順職拜」と記せ

唯字彙と註記とに、異則あるのみなれば、この書と色菜字類抄とは、 色葉字類抄と同じきさまにて、序文も同じく、部門も その系統を同じくしたるもの

カュ

はらず、

色葉字類抄は、三卷にて、前田侯爵所藏古寫本財廟の複製あり。あり。下卷の奥書に、自天養比、

Ċ,

'n

カユ

批 俗

7

抄

の害は、

黒川春村翁の説の如くい

三七九

の頃にて、色葉字類抄の撰と同時なれば、もとは同書なりしを、後に追加補級して、一は今の色葉類抄 鎌の補綴したるものなり。なほこの書の彰考館本に、源周光撰とあるを以て考ふるに、藤周光は、天養 至于治承州餘年、補綴无隟、部類如舊、略内騰與騰橋忠兼撰、」とありて、天養頃に撰び、治承の頃、嵇忠

となり、一はこの害となりしものならんか。

卷二は、知より加に至り、卷三は興より久に至り、卷四は、也より天に至り、卷五は、安より志に至り、 門にして、順序もひとしく、唯姓氏を官職の下に列ねたるもの、み異れり。 前田本には、撰者もなく叙文をのせず、且つ掘數もあはず。その篇目は、彰考館本と同じく二十一部 卷一は、以より土に至り、

卷六は、惠より寸に至れり。卷六の

補之由在之、貞和三年丁亥十一月重而致修覆之旨在之、 奥書に、本書云、建保三年丸六月廿三日、於于吉水御所寫畢、本云、文永三年丙午五月十日、加双紙修 刑部少輔藤原朝臣在判

とありて、最末に、「應仁大亂之砌」云々とあれど、處々蝕損せり。書中、建長寺、圓覺寺などの字あり と誌したるもの、處々に散見し、二三「太平記在」としたるものあり。これ等は、いづれも後人の追記 て、「鎌倉五山也」など註したるところあり。また定家假字遣と註したるところあり。この外、「吾妻鏡」

なるべし

名玉篇 Ξ

彸

州一卷、陳左將軍同抄十三卷、」とあれど、この書の卷數甚だ少きによれば、これを抄略して、假名を附した 二書聯絡ありしもの、如し。なほ倭玉篇の事は、岡井慎吾博士の玉篇の研究、(東洋文庫論叢十九所收) 同じきものか。 三冊を借しまゐらせ、二月、覺恕より返されたる事見えたり。 坊城長淳が、倭玉篇三冊を言機に返し、同十五年正月、言継が、後奈良天皇の皇子曼珠院覺恕に、 書寫の古寫本三冊あり。 の書と同じきものならんか。 ŧ のにや。仁平元年七月四日の仁和寺宰相阿闍梨法文日錄に、「玉篇三帖上中」とあると卷數あへば、こ **个傳はらざれば詳ならず。古書の中にこの書を引きたるものなし。玉篇は、日本見在書目錄に二玉篇** 或は假名玉篇によりて倭玉篇を撰びたるものか、明かならず。 (大正十二年九月、震火災にて燒失したりといる。)言機卿記に、天文三年四月、 また世に、和玉篇と題したるものあり。 倭玉篇も、假名玉篇も同じく三冊なれば、 中田鑑博士所職の長享三年八月 同じきものならずとも、 |倭玉篇

·; 鎲 抄

卷

岡田希雄氏の中田博士本長享和玉篇と玄順本玉篇、(立命館文學第一卷五號所載)に見えたり。

内閣一本、前川一本等には、六卷としたり。

假 4, Ŧ

簱

7 鎲

抄

類し、音訓を片假名にて記したるものなり。三卷本は、一天部、地部、二植物部、三動物部、人倫部として |に傳はりたる字鏡抄は、三卷九本にして、一卷なるものきこえず。この書は、偏傍により、漢字を分

奧書に、光明寺常住物也、此抄六帖、共先年光祐和上被成筆興之儀歟、 于時天文十六丁未五月、重而結彼紙付畢、他所不出之、 沙

闁

祭

祐

部、人倫部、四人體部、五人事部、飲食部、六光彩部、方角部、貝敷部、僻字部にて、 十九の奥書に「應永廿四年六月廿八日寫之」」と記せり。七卷本は、一天象部、二地儀部、植物部、三動物 六、十七雜物部、十八、十九、二十辭字部、二十宋雜字部なり。一の奧書に、「應永廿三年七月廿三日寫之、」 象部、二三四地儀部、五六七植物部、八九十動物部、十一、十二、十三人體部、十四人事部、飲食部、十五、十 とあり。 また字鏡集には、二十卷と、七卷との二本あり。二十卷本は、毎卷の末に「爲長作」と記し、一天

寬元三年五月十日、尙成云、墨獻不審寫也、朱點詳之、無不審字也、已上七冊、 奥書に、寬元三年四月二日小川法印澄示云、朱點東宮切韻、墨點唐玉篇也、自支脂至于灰哈又否內也

性院本を以て書寫したるもの十冊あり、昭和八年石版刷としたり。 は、三卷本の抄本にや、或は別のものか明ならず。二十卷本の字鏡葉は、享和二年檢校保已一が、醍醐理 とあり。三卷九本の字鏡抄は、蓝し字鏡集の抄本なるべく、著者爲長は、菅原爲長なり。この字鏡抄一卷

惘 **7**11 出版會承認 460207 +複 配 不 給 所 日和日 元 Л 月 Ξī. 東京都碑田城於路町二丁目九番地 Ħ Н В == 發 印 版 行 刷 發 CP) 印 著 刷 刷 行 本 朝 机常额多拾缝 定價金 所 者 者 樰 籍 京都 京都 京 П 明 B 郴 셿 神田 神田 45 和 本 113 Л, 合計五間參拾錢 証 出 區小川 凲 與銅 話練 治 川 小川 水 版 ĦŢ, 田 配 田 Ŋſ Ħſ 即 粭 (25) 一丁月十 77 Ħ 株 夾 + 式 六番地 Ŷ 社

(番八〇〇四三 -號番貝食會販出本目)